

# 宝塚花のみち法律事務所報酬規程

## 第1章 総則

(目的および趣旨)

第1条 2004（平成16）年4月1日から，弁護士会の「報酬規程」が廃止され，弁護士は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。

そこで，宝塚花のみち法律事務所は，以下のとおりの基準に従い，弁護士が法律事務を行うにあたっての報酬を定めております。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は，法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当および着手前調査費用とします。

2 前項の意義は，次のとおりです。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談の対価をいいます。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。

(3) 着手金

事件または法律事務（以下，「事件等」という）の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず，受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

(4) 報酬金

事件等の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(7) 日 当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

(8) 着手前調査費用

弁護士が、受任前に法律関係や・事実関係につき、事前処理を行なったが、受任に至らなかった場合の対価をいいます。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規定に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けることとします。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。

ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

(弁護士の報酬請求権)

第5条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章および第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがあります。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

(1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第6条 弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明させていただきます。

2 弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、速やかに、委任契約書を作成し、契約を締結致します。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額および支払時期その他の特約事項を記載します。

4 弁護士は、依頼者からの要望があった場合、弁護士報酬等の額、その算出方法および支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付します。

(弁護士報酬の減免等)

第7条 依頼者が経済的資力に乏しいときまたは特別の事情があるときは、  
弁護士は第3条および第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更しまたはこれを減額もしくは免除することができます。

2 着手金および報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通しまたは依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、弁護士は第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができるものとします。

ただし、着手金および報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとします。

(弁護士報酬の特則による増額)

第8条 依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたるときまたは受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項または第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

(消費税に相当する額)

第9条 本規定に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含みません。

## 第2章 法律相談等

(法律相談料)

第10条 法律相談料は、原則として30分毎に金5000円とします。

(書面による鑑定料)

第11条 書面による鑑定料は金20万円以上、金30万円以下とします。

2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を減額ないし増額した額の書面による鑑定料を受けることができます。

### 第3章 着手金および報酬金

#### 第1節 民事事件

(民事事件の着手金および報酬金の算定基準)

第12条 本節の着手金および報酬金については、この規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益—算定可能な場合)

第13条 前条の経済的利益の額は、この報酬規定に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。

- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額。
- (13) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (14) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

(経済的利益算定の特則)

- 第14条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとします。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第15条 第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(民事事件の着手金および報酬金)

第16条 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件および仲裁事件の着手金および報酬金は、この報酬規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の部分	8%	16%
金300万円を超え、金3000万円以下の部分	5%	10%
金3000万円を超え、金3億円以下の部分	3%	6%
金3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
- 3 民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。
- 4 前3項の着手金は金20万円を最低額とします。

(調停事件および示談交渉事件)

第17条 調停事件・示談交渉事件の着手金は、この報酬規定に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項および第2項または第21条項第1項および第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。

2 調停事件の着手金は金15万円を最低額とします。

3 示談交渉事件の着手金は金10万円を最低額とします。

4 調停事件・示談交渉事件の報酬金は、この報酬規定に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項、第2項および第5項または第22条項第1項および第2項の各規定を準用します。

(交通事故事件)

第18条 交通事故事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

(1) 交渉の着手金 なし

(2) 調停の着手金 15万円

(3) 訴訟第一審の着手金 20万円

ただし、調停から引き続き受任する場合は、10万円とします。

(4) 訴訟控訴審の着手金 30万円

ただし、第一審から引き続き受任する場合は、10万円とします。

(5) 報酬金 獲得した金銭の10%+20万円

2 前項の規定にかかわらず、弁護士費用特約を利用する場合、または、相手方が任意保険に加入していない場合の着手金および報酬金は、訴訟事件、調停事件及び示談交渉事件のいずれにおいても、第16条の規定によるものとします。

(共有物分割請求事件)

第19条 共有物分割請求事件の着手金は、次のとおりとします。

(1) 共有物分割協議（交渉）についての着手金 25万円

(2) 共有物分割調停の着手金 40万円

ただし、交渉から引き続き受任する場合は20万円とします。



(3) 共有物分割訴訟の着手金 45万円

ただし、交渉から引き続き受任する場合は25万円、調停から引き続き受任する場合は10万円とします。

(4) 遺産分割訴訟控訴審の着手金 45万円

ただし、第一審から引き続き受任する場合は10万円とします。

2 共有物分割請求事件の報酬金は、次のとおりとします。

取得した財産の時価総額に対して5%の金額

(契約締結交渉)

第20条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の部分	2%	4%
金300万円を超え、金3000万円以下の部分	1%	2%
金3000万円を超え、金3億円以下の部分	0.5%	1%
金3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金および報酬金は、事案の内容により30%の範囲で増減額することができることとします。

3 前2項の着手金は、金10万円を最低額とします。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しません。

(督促手続事件)

第21条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
金300万円以下の部分	2%
金300万円を超え、金3000万円以下の部分	1%
金3000万円を超え、金3億円以下の部分	0.5%

金 3 億円を超える部分	0.3%
--------------	------

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- 3 前2項の着手金は金5万円を最低額とします。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条または次条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第16条または次条の規定により算定された額の2分の1とします。  
ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求致しません。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は前各項の着手金または報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとします。

(手形・小切手訴訟事件)

第22条 手形・小切手訴訟事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の部分	4%	8%
金300万円を超え、金3000万円以下の部分	2.5%	5%
金3000万円を超え、金3億円以下の部分	1.5%	3%
金3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
- 3 前2項の着手金は、金10万円を最低額とします。

4 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第16条の規定を準用します。

(離婚事件)

第23条 離婚事件の着手金は、次のとおりとします。

(1) 離婚交渉の着手金 15万円

(2) 離婚調停の着手金 20万円

ただし、交渉から引き続き受任する場合は、15万円とします。

(3) 離婚訴訟第一審の着手金 30万円

ただし、調停から引き続き受任する場合は、20万円とします。

(4) 離婚訴訟控訴審の着手金 30万円

ただし、第一審から引き続き受任する場合は、10万円とします。

(5) 離婚訴訟上告審の着手金 協議の上決定します。

2 離婚事件の報酬金は、次のとおりとします。

(1) 離婚成立報酬・不成立報酬

離婚自体に争いがない場合 10万円

離婚自体に争いがある場合 30万円

(2) 親権に争いがあり、親権者となった場合、子ども1人につき、10万円を加算します。

(3) 財産分与、慰謝料、解決金など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の10%の額を加算します。

(婚姻費用分担請求事件)

第24条 婚姻費用分担請求事件についての着手金および報酬金は、次のとおりとします。

(1) 婚姻費用分担交渉についての着手金 10万円

(2) 婚姻費用分担請求調停（審判を含む）についての着手金 20万円

ただし、交渉から引き続き受任する場合は15万円とし、離婚調停と同時審理される場合は5万円とします。

- (3) 婚姻費用分担審判についての即時抗告についての着手金 20万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (4) 婚姻費用分担請求事件の報酬金は、認められた婚姻費用または減額できた婚姻費用の1年分の金額の10%とします。

(養育費請求事件)

第25条 養育費請求事件についての着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 養育費交渉についての着手金 10万円
- (2) 養育費請求調停（審判を含む）についての着手金 20万円  
ただし、交渉から引き続き受任する場合は15万円とし、離婚調停または離婚訴訟と同時審理される場合は5万円とします。
- (3) 養育費審判についての即時抗告についての着手金 20万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (4) 養育費請求事件の報酬金は、認められた養育費または減額できた養育費の1年分の金額の20%とします。

(面会交流申立事件)

第26条 面会交流申立事件についての着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 面会交流交渉についての着手金 10万円
- (2) 面会交流調停（審判を含む）についての着手金 20万円  
ただし、交渉から引き続き受任する場合は15万円とし、離婚調停または離婚訴訟と同時審理される場合は5万円とします。
- (3) 面会交流審判についての即時抗告についての着手金 20万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。

- (4) 面会交流申立事件についての報酬金は、子ども1人につき10万円とします。

(子の引渡し・監護者指定請求事件)

第27条 子の引渡し請求事件及び子の監護者指定請求事件についての着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 子の引渡し調停（審判含む）及び子の監護者指定調停（審判含む）についての着手金（単独でもセットでも同一料金） 20万円
- (2) 子の引渡し審判及び子の監護者指定審判についての即時抗告についての着手金（単独でもセットでも同一料金） 20万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (4) 子の引渡し請求事件及び子の監護者指定請求事件についての報酬金は、子ども1人につき30万円とします。
- (5) 子の引渡し審判の保全処分についての着手金 10万円
- (6) 子の引渡し審判の保全処分の報酬金 10万円
- (7) 子の引渡しの強制執行の着手金 10万円

(親権者変更事件)

第28条 親権者変更申立事件についての着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 親権者変更調停（審判を含む）の着手金 30万円
- (2) 親権者変更審判についての即時抗告の着手金 30万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (3) 親権者変更調停・審判の報酬金  
変更を求めた場合で親権者変更が認められた場合、子ども1人につき50万円とします。  
変更を求められた場合で親権者変更が認められなかった場合、子ども1人につき10万円とします。

(遺産分割請求事件)

第29条 遺産分割請求事件の着手金は、次のとおりとします。

- (1) 遺産分割協議（交渉）についての着手金 25万円
- (2) 遺産分割調停（審判を含む）の着手金 40万円  
ただし、交渉から引き続き受任する場合は20万円とします。
- (3) 寄与分申立の着手金 20万円
- (4) 遺産分割審判に対する即時抗告の着手金 40万円  
ただし、調停・審判から引き続き受任する場合は10万円とします。

2 遺産分割請求事件の報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 取得した財産の時価総額に対して5%の金額
- (2) 寄与分が認められた場合は、上記(1)に加えて寄与分認定額の5%の金額を加算します。

(遺留分減殺請求事件)

第30条 遺留分減殺請求事件の着手金は、次のとおりとします。

- (1) 遺留分減殺請求交渉の着手金 25万円
- (2) 遺留分減殺請求調停の着手金 40万円  
ただし、交渉から引き続き受任する場合は20万円とします。
- (3) 遺留分減殺請求訴訟第一審の着手金 40万円  
ただし、調停から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (4) 遺留分減殺請求訴訟控訴審の着手金 40万円  
ただし、第一審から引き続き受任する場合は10万円とします。
- (5) 遺留分減殺請求訴訟上告審の着手金 協議の上決定します。

2 遺留分減殺請求事件の報酬金は、次のとおりとします。

遺留分減殺請求により取得した財産の価格の12%とします。

(成年後見等申立事件)

第31条 成年後見・保佐・補助申立事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 基本着手金 15万円
- (2) 財産の調査が必要となる場合、財産が多数に及ぶ場合、特殊な財産がある場合など複雑な事情がある場合の追加着手金 10万円
- (3) 報酬金 10万円

(相続放棄等申述事件)

第32条 相続放棄申述事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 着手金 10万円  
ただし、次項の申立に引き続いて行う場合は5万円
- (2) 報酬金 3万円

2 相続の承認または放棄の期間伸長申立事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 着手金 10万円
- (2) 報酬金 3万円

(保護命令申立事件)

第33条 保護命令申立事件の着手金、次のとおりとします。

- (1) 被害者への接見禁止命令の着手金 10万円
- (2) 未成年者の子への接近禁止命令の追加着手金 3万円
- (3) 被害者の親族等への接近禁止命令の追加着手金 3万円
- (4) 電話等禁止命令の追加着手金 3万円
- (5) 退去命令の着手金 20万円
- (6) 保護命令についての即時抗告の着手金 15万円

ただし、保護命令申立事件から引き続き受任する場合は10万円とします。

2 保護命令申立事件の報酬金は、次のとおりとします。

- (1) 被害者への接見禁止命令の報酬金 10万円
- (2) 未成年者の子への接近禁止命令の報酬金 3万円
- (3) 被害者の親族等への接近禁止命令の報酬金 3万円
- (4) 電話等禁止命令の報酬金 3万円
- (5) 退去命令の報酬金 20万円

(その他の家事事件)

第34条 上記以外の家事事件については、前11条の規定を参考として算定するものとします。

(境界に関する事件)

第35条 境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は金40万円以上，金60万円以下とします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

- 2 前項の着手金および報酬金は，第16条の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは，同条の規定によります。
- 3 境界に関する調停事件・仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金は，第1項の規定による額または前項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
- 4 境界に関する調停事件・仲裁センター事件および示談交渉事件の報酬金は，第1項および第2項の各規定を準用します。
- 5 前各項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，境界に関する事件の着手金および報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(借地非訟事件)



第36条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の額	着手金
金5000万円以下の場合	金30万円以上、金50万円以下
金5000万円を超える場合	前段の額に金5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。

ただし、弁護士は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。

(2) 相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額または財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第16条の規定により算定された額。

3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

4 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件および示談交渉事件の報酬金は、第2項の規定を準用します。

(保全命令申立事件等)

第37条 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。

- 2 保全命令申立事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項および第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることとします。
- 6 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、金20万円を最低額とします。

(民事執行事件等)

第38条 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。
- 3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受け取ることとします。  
ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。  
ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 執行停止事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の

1 とします。

6 民事執行事件および執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とします。

(倒産整理事件)

第39条 破産・民事再生・特別清算および会社更生の各事件の着手金は、資本金・資産および負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 事業者の自己破産事件  | 金40万円以上  |
| (2) 法人の自己破産事件   | 金50万円以上  |
| (3) 非事業者の自己破産事件 | 金30万円以上  |
| (4) 自己破産以外の破産事件 | 金50万円以上  |
| (5) 事業者の民事再生事件  | 金100万円以上 |
| (6) 法人の民事再生事件   | 金200万円以上 |
| (7) 小規模個人再生事件   | 金40万円以上  |
| (8) 給与所得者等再生事件  | 金40万円以上  |
| (9) 特別清算事件      | 金100万円以上 |
| (10) 会社更生事件     | 金200万円以上 |

2 前項の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定します。

ただし、前項第1号のうち、事業者が個人の場合および第3号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

(任意整理事件)

第40条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」

という)の着手金は、債権者の数および負債の額等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

- (1) 非事業者の任意整理事件については、債権者1社につき、3万円として債権者数に応じて算定された金額とします。ただし、事案の複雑さおよび債権額等を考慮し、適正妥当な範囲内で増額することができることとします。
  - (2) 前号の着手金は、金5万円を最低額とします。
  - (3) 事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額の倍額以上とします。
- 2 前項の事件により、過払金を回収した場合の報酬金は、過払金回収額の20%とします。
  - 3 第1項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。
  - 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

(行政上の不服申立事件等)

第41条 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立ならびに行政手続事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は同条の規定により算定された額の2分の1とします。

ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

- 2 前項の着手金は、金10万円を最低額とします。

## 第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第42条 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前および起訴後（第一審および上級審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	金20万円以上，金50万円以下
起訴前および起訴後の前段以外の事件および再審事件	金50万円以上
再審請求事件	金100万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいいます。

3 上記着手金には、第45条に定める手続等の着手金は含まれておらず、これらの手続等には同条で定められた着手金を要します。

（刑事事件の報酬金）

第43条 刑事事件の報酬金は次のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	金30万円以上， 金60万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	金20万円以上， 金40円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額

前段以外の事件	起訴前	不起訴	金60万円以上
		求略式命令	金50万円以上
	起訴後(再 審事件を含 む。)	全部無罪	金100万円以上
		一部無罪	金60万円以上
		刑の執行猶予	金50万円以上
		求刑された刑が 軽減された場合	軽減の程度による 相当な額
		検察官上訴が 棄却された場合	金50万円以上
再審請求事件	再審開始の決定 がされた場合	金100万円以上	

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。
- 3 上記報酬金には、第46条に定める手続等の報酬金は含まれておらず、これらの手続等には同条で定められた報酬金を要します。

(刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第44条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第42条に定める着手金を受けることができます。

- 2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

(検察官の上訴取下げ等)

第45条 検察官の上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差

戻もしくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間および執務量を考慮したうえ、第43条の規定を準用します。

(保釈等)

第46条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金は、それぞれ5万円以上15万円以下とし、また、申立が認められた場合の報酬金は、着手金の2倍の金額とします。

2 被害者との示談交渉の着手金は、事案の内容に応じ、被害者1名につき、5万円以上15万円以下とし、また、示談が成立した場合の報酬金は、着手金の2倍の金額とします。

(告訴、告発等)

第47条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき20万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができます。

(裁判員裁判・被害者参加)

第48条 裁判員裁判についての着手金および報酬金は、前6条の規定にかかわらず、別途、協議することとします。

2 被害者参加事件の代理人についての着手金および報酬金は、別途、協議することとします。

### 第3節 少年事件

(少年事件の着手金および報酬金)

第49条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前および送致後	金30万円以上, 金50万円以下
抗告・再抗告および保護処分の取消	金30万円以上, 金50万円以下

2 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	金50万円以上
その他	金30万円以上, 金50万円以下

3 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第50条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金および報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であること、または従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとします。

ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内



で減額することができます。

## 第4章 手数料

(手数料)

第51条 手数料は、この報酬規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基本	金20万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の部分：金10万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の部分：1%
		金3000万円を超え、金3億円以下の部分：0.5%

書を作成しても、その手数料を別に請求しません)		金3億円を超える部分：0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条、第23条ないし第26条、第29条、第30条、第34条ないし第36条の各規定により算定された額
公 示 催 告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基 本	金5万円以上、金10万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 裁判外の手数料

項 目	分 類	手 数 料
着手前調査費用	基 本	金5万円
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
法律関係調査	基 本	金5万円

(事実関係調査を含みます)	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類および これに準ずる 書類の作成	定 型	経済的利益の額が 金1000万円 未満のもの	金10万円
		経済的利益の額が 金1000万円 以上, 金1億円 未満のもの	金20万円
		経済的利益の額が 金1億円以上の もの	金30万円以上
	非 定 型	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にす る場合	上記手数料に金3万円以上の金額を加算する。	
内容証明郵便	基 本	金5万円	

作成	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	基 本	金 1 0 万円
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言執行	基 本	金 3 0 0 万円以下の部分：金 3 0 万円
		金 3 0 0 万円を超え，金 3 0 0 0 万円以下の部分：2 %
		金 3 0 0 0 万円を超え，金 3 億円以下の部分：1 %
		金 3 億円を超える部分：0.5 %
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

	遺言執行に 裁判手続を 要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に 要する弁護士報酬を請求します。
会社設立等	設立・増減 資・合併・ 分割・組織変 更・通常 清算	資本額もしくは総資産額 のうち高い方の額または 増減資額に応じて以下に より算出された額。 ただし、合併または分割 については金200万円を、 通常清算については 金100万円を、その他の 手続きについては金10万 円を、それぞれ最低額とし ます。  金1000万円以下の部分 ：4% 金1000万円を超え、 金2000万円以下の部分 ：3%

		<p>金 2 0 0 0 万円を超え, 金 1 億円以下の部分 : 2 %</p> <p>金 1 億円を超え, 金 2 億円以下の部分 : 1 %</p> <p>金 2 億円を超え, 金 2 0 億円以下の部分 : 0 . 5 %</p> <p>金 2 0 億円を越える部分 : 0 . 3 %</p>
会社設立等 以外の登記等	申請手続	1 件金 5 万円。ただし, 事案によっては, 弁護士 と依頼者との協議により, 適正妥当な範囲内で増減 額することができます。
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本 住民票等の交付手続きは 1 通につき金 1 0 0 0 円 以上とします。
株主総会等 指導等	基 本	金 3 0 万円以上
	総会等準備 も指導する 場合	金 5 0 万円以上

<p>現物出資等証明（会社法第33条第10項3号等に基づく証明）</p>	<p>1件金30万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとします。</p>
--------------------------------------	---

任意後見契約  
および財産管  
理・身上監護

(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料

「着手前調査費用」の基準を準用します。

(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬

(イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合

月額1万円以上5万円以下

(ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合

月額3万円以上10万円以下

ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができることとします。

(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料

1回あたり1万円以上5万円以下



## 第5章 時間制

(時間制)

第52条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章および第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

2 前項の単価は1時間毎に金2万円以上とします。

ただし、受任した事件等の処理に要した時間に、1時間に満たない端数が生じた場合、その端数は、依頼者との協議により弁護士報酬を定めるものとします。

3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性および弁護士の熟練度等を考慮し、前項の額を増減することができることとします。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができることとします。

5 弁護士は、依頼者との協議により、第2章ないし第4章および第7章の規定によって、弁護士報酬を定めた事件等について、予め設定した処理期間を超えた場合は、その超えた期間において、当該事件等の処理に要した時間につき、第1項ないし第3項の規定を適用することができることとします。

## 第6章 顧問契約

(基本プラン)

第53条 顧問料は、月額金5万円以上とします。

ただし、事業の規模および内容等を考慮してその額を増減することができることとします。

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとしますが、特に明記しない場合は、法律相談および法律関係調査とします。
- 3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できることとします。
- 4 意見書作成、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導または立ち合い、講演などの業務の内容および弁護士報酬、ならびに交通費および通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の中で、その対応方法を決定します。

ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別的に定めることもできることとします。

#### (顧問割引)

第54条 訴訟、調停、交渉案件となった場合の着手金および報酬金は本報酬規定に定める額の30%減額した額とします。

#### (オプションプラン)

第55条 契約書のチェック、契約書の作成および内容証明郵便の作成・発送についてはオプションプランとします。

- 2 オプションプランの月額料金は、第53条の顧問料に加えて月額金5万円以上とします。

## 第7章 日 当

#### (日 当)

第56条 日当は次のとおりとします。

半日（往復3時間を超え、5時間まで）	金2万円
--------------------	------

1日（往復5時間を超える場合）	金4万円
-----------------	------

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

(出廷日当)

第57条 出廷日当は次のとおりとします。

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事事件および少年事件の期日出廷1回につき金1万円

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができることとします。

## 第8章 実費等

(実費等の負担)

第58条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。
- 3 前項の概算額につき、不足が発生または見込めるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払いを求めることができることとします。
- 4 弁護士は、依頼者から預かった実費等について、原告として事件等の処理が終了したときに精算するものとします。

(交通機関の利用)

第59条 弁護士は、出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することができることとします。

ただし、事前に協議をすることができない場合、または協議をしなかった場合には、中等以上の運賃の等級を利用することができることとします。

## 第9章 委任契約の精算

(委任契約の中途終了)

第60条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。

ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができることとします。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができることとします。

ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはできないものとします。

(事件等処理の中止等)

第61条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を

中止することができるものとします。

- 2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

(弁護士報酬の相殺等)

第62条 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知致します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

以上